

# 毒物及び劇物取締法 業務上取扱者の取扱規定について

## 第 22 条第 5 項（業務上取扱者）

第 11 条，第 12 条第 1 項及び第 3 項，第 16 条の 2 並びに第 17 条第 2 項から第 5 項までの規定は，毒物劇物営業者，特定毒物研究者及び第 1 項に規定する者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

業種		事務種別	登録権限者 / 届出先	有効期間	取扱責任者	取扱規定
製造業，輸入業		登録	地方厚生局長 (一部は都道府県知事)	5 年	要設置	適用
販売業	一般販売業	登録	都道府県知事 保健所を設ける市の市長 又は特別区の区長	6 年	要設置	適用
	農薬用品目販売業					
	特定品目販売業					
業務上 取扱者	要届出業種	届出	都道府県知事	永久	要設置	適用
	その他の業種	なし				適用
特定毒物研究者		許可	都道府県知事	永久	要設置	適用

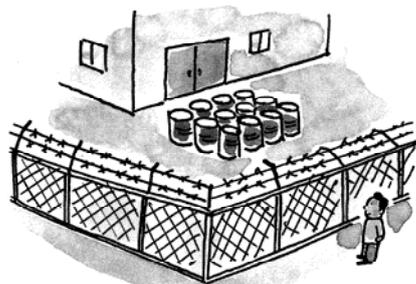
## 第 11 条（毒物又は劇物の取扱）

- 1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は，毒物又は劇物が盗難にあい，又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

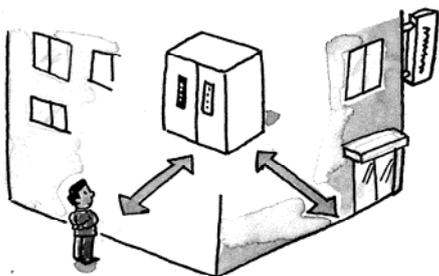


**敷地境界線から離れたところに保管しましょう。**

毒劇物は、誰もが容易に近づくことができないように保管する必要があります。関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、取扱いを知らない人に危害を与える可能性が高くなるためです。



柵を設けること。



敷地境界線から離して保管する。



建物の窓のそばは盗難にあいやすい。



興味を引いてしまう。



落ちてきて、被害にあう。



## 保管場所は目の行き届くところにします。

毒劇物がどこにどのくらいあるか、管理者は常に把握しておく必要があります。目配りが利く場所に置いて管理することは、盗難を未然に防ぎます。また、地震や火事といった災害時にも素早い対応ができるので、自分や周囲の人々を毒劇物の危害から守ることになります。



毒劇物の有無が確認できる場所に置く。



陳列する棚にも毒劇物の表示をし、明確に区別する。



迅速に撤出、避難できる。

### 盗難にあいやすい設置場所

ワンルームマンションの事業所などで、玄関脇に毒劇物を置いたりすると、人が入ってきたことを仕事場からは確認できません。



## 保管庫に保管する場合は施錠します。



## 鍵の管理を徹底します。

鍵の管理の徹底のため、以下の措置をしっかりと行います。

1. 鍵の管理者を明確にする。
2. 鍵の数量のチェックを定期的に行う。(合鍵の数は必要最低限)
3. 鍵を使用する場合は、チェック表に記入、又は、責任者の許可を得るなど。



鍵の管理者を明確にする





第 12 条（毒物又は劇物の表示）

- 1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

第 16 条の 2（事故の際の措置）

- 1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあり、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。



通報体制を整備します。

いざという時にあわてないように、予めだれが通報するのか決めておきます。通報担当者がいない場合にはどうするかも決めておきます。



通報担当者を決めておく

盗難又は紛失した場合



直ちに警察に通報する。

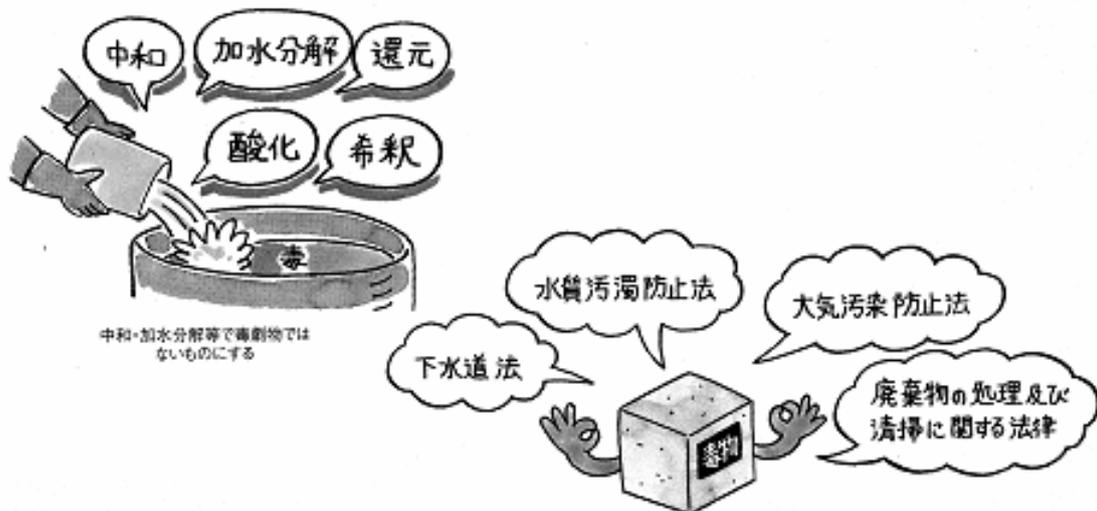
飛散、漏えい、侵出、流出した場合



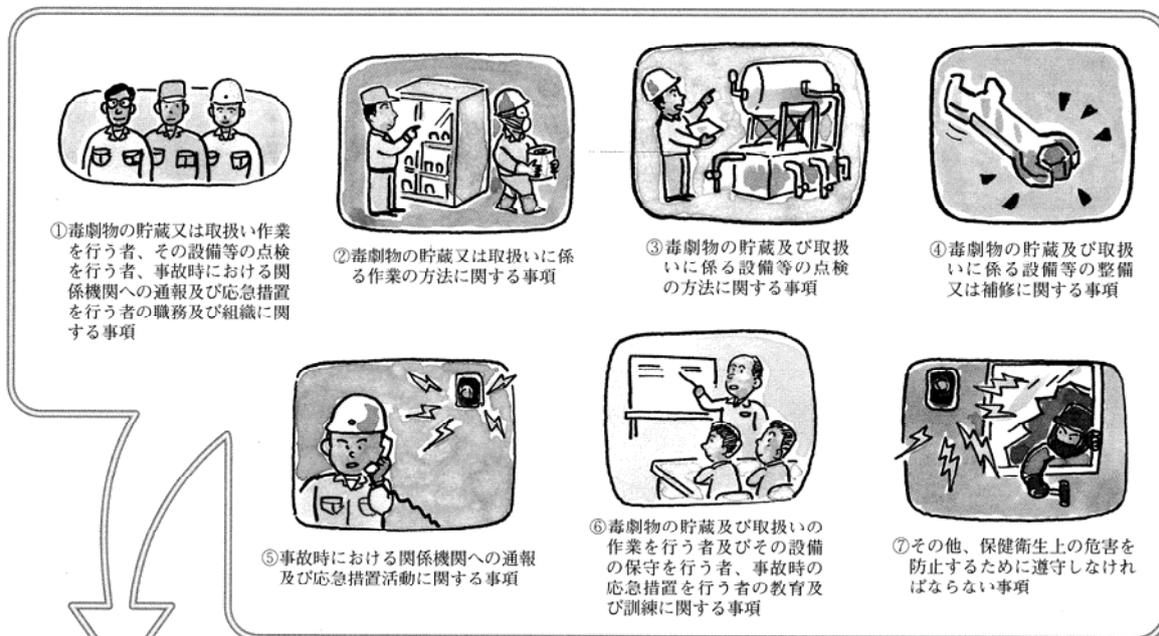
直ちに、通報する。

第 15 条の 2（廃棄）

毒物若しくは劇物又は第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。



毒物劇物の危害は、事業所によって取り扱う種類や態様、作業手順、異常事態の内容などあらゆる点で異なります。各事業所がその実情に応じた危害防止対策を自主的な規範にまとめたものが「毒物劇物危害防止規定」です。



毒劇物を取扱う事業所はこれらの項目について、具体的かつ詳細な細則を定めることとなっています。